



親子遠足(八幡第三幼稚園)(さくら近隣公園、5月17日)

## 6月の カレンダー(予定)



|     |                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1金  | 人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時                                                                                              |
| 2土  | 八幡市ウォーキングの日<br>松花堂ふれあい市(9・16・23・30日)<br>〈昭乗広場〉8時30分～10時30分<br>人権学習総合講座開講式記念講演〈八幡人権・交流センター〉14時～                        |
| 3日  | 「まちかどのごみ」ゼロの日〈さざなみ公園ほか〉9時～                                                                                            |
| 4月  |                                                                                                                       |
| 5火  | 障がい者(児)相談(知的・視覚)〈男山公民館〉13時～15時<br>弁護士相談(予約は5月29日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時<br>ふれあい福祉相談(出張相談・毎週火水木)〈八寿園〉13時30分～15時30分 |
| 6水  |                                                                                                                       |
| 7木  | 行政書士相談〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時                                                                                       |
| 8金  |                                                                                                                       |
| 9土  |                                                                                                                       |
| 10日 | ノルディックウォーキング教室〈さくら近隣公園(八寿園入口側)集合〉9時～12時                                                                               |
| 11月 | 人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時                                                                                              |
| 12火 | 弁護士相談(予約は5日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時                                                                                |
| 13水 |                                                                                                                       |
| 14木 | 女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分<br>行政相談〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時                                                |
| 15金 | オレンジカフェ(認知症ミニ講演会)〈地域包括ケア複合施設YMBT〉14時～15時30分                                                                           |
| 16土 | 人権教育学習講座記念講演〈文化センター3階第3会議室〉15時～16時30分                                                                                 |
| 17日 |                                                                                                                       |
| 18月 |                                                                                                                       |
| 19火 | 農産物即売会〈市役所前広場(文化センター前)〉12時～<br>人権相談〈生涯学習センター〉13時～16時<br>弁護士相談(予約は12日～)〈生活情報センター〉13時15分～16時                            |
| 20水 |                                                                                                                       |
| 21木 | 個別就職相談会(予約制)〈市役所1階相談室(北玄関西側)〉10時～14時<br>オレンジカフェ〈文化センター喫茶室〉14時～15時30分<br>平成30年度男女共同参画社会リーダー養成講座〈八幡人権・交流センター〉14時～16時    |
| 22金 | 年金相談(予約制)〈文化センター3階第1講習室〉10時～16時                                                                                       |
| 23土 | 第20回記念佐藤康光杯争奪将棋大会記念対局〈文化センター小ホール〉14時～16時                                                                              |
| 24日 | 第20回佐藤康光杯争奪将棋大会〈文化センター小ホール〉9時30分～                                                                                     |
| 25月 | 人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時                                                                                              |
| 26火 |                                                                                                                       |
| 27水 |                                                                                                                       |
| 28木 | 司法書士相談(予約は21日～)〈生活情報センター〉13時30分～16時<br>女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分                                          |
| 29金 |                                                                                                                       |
| 30土 |                                                                                                                       |

### 今月の主な内容

ウェブコンテンツ「八幡ストーリー」で市の魅力発信、市民委員を募集、役員が決定 2面  
集中豪雨に備えましょう、市内郵便局と協定を締結、民生・児童委員の活動紹介 3面  
昨年度の情報公開等運用状況、生活情報センター相談件数、出前講座 4面  
介護特集(介護保険料納入通知書を送付、「基本チェックリスト」は返送を!) 5面  
国保特集(国民健康保険料が決定など) 6面  
税特集(税務課からのお知らせ) 7面

環境特集(環境月間「美しいまちづくりまかせて!」事業など) 8面  
子育て特集(子育てすくすく、子育てサークルに補助金を交付します) 9面  
情報ひろば(市政・募集・スポーツ・イベント)、Instagram桜企画「やわた桜まっぷ」優秀作品が決定、あなたも一言 10・11面  
年金、相談、短信、生活、図書館 12・13面  
保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)、健康掲示板、食育月間 14・15面  
まちの話題(新・空中茶室「そら」茶会in背割堤、ごみについての出前授業、生涯学習開講式記念講演会、水難救助訓練) 16面



と刻印した虎の印章を使用したそう  
です。これは「禄(財産)と寿(生  
命)は応に穏やかである」ように北  
条氏が守るという宣言といわれてい  
ます。

最近、ファイナンシャル・ジェロ  
ントロジー(金融老年学)という言  
葉が注目されています。本年2月閣  
議決定された高齢社会対策大綱でも  
「高齢投資家の保護については、フ

### 禄寿応穩

小田原の後北条氏は、「禄壽應穩」  
の進捗も踏まえ、一層の対応を図  
る」と述べられています。

資産寿命(禄)と健康寿命(寿)  
の伸長は、個人にとっても社会にと  
っても間違いなくプラスです。しか  
し、プラスになる長寿社会にふさわ  
しい社会経済システムが確立してい  
るかといえは十分であるとい  
うのが実情です。市民の皆様ととも  
に健康都市づくりに取り組み、「禄  
寿応穩」社会にむけ努力していま  
います。

## 「八幡ストーリー」誕生

### ウェブコンテンツで 市の魅力を発信

コンテンツの  
トップ画面

市の豊かな歴史や文化、自然など  
を紹介するウェブコンテンツ「八幡  
ストーリー」を制作しました。

このコンテンツでは、市の魅力を  
①「はちまんさん」、②「門前町」、  
③「茶文化」、④「松花堂弁当」、  
⑤「3つの川」の5つの物語「スト  
ーリー」で紹介しています。

それぞれのストーリーは、ポップ  
なイラストや歴史文化の詳しい解説  
を交えながら、わかりやすいものに

なっています。八幡市  
のことを知っている人  
も知らない人も、楽しみながら市の  
歴史や文化、自然などの魅力を感じ  
てみてください。

また、「八幡王道ルート」、「自  
然ルート」、「門前町と甘いもんル  
ート」の3つのモデルルートも設定  
していますので、ストーリーの舞台  
を実際に訪れ、当時の風景に思いを  
馳せてみてください。



＜八幡王道ルート＞  
京阪八幡市駅  
石清水八幡宮  
高良神社・安居橋  
松花堂庭園・美術館  
京阪八幡市駅  
※ルート途中に飲食店  
情報も有。

コンテンツには以下のURLもしくはQR  
コードからアクセスしてください。  
URL: <http://www.city.yawata.kyoto.jp/yawata-story/index.html>



### 観光パンフレットを作成

あわせて、観光パンフレット=写真左=  
を作成しました。商工観光課、観光案内所  
等で配布しています。

◆問い合わせ 商工観光課

## 市民委員を募集

市では、平成30年度(2018  
年度)から2020年度を計画期  
間とする第7期八幡市高齢者  
健康福祉計画・介護保険事業  
計画の進行管理および2021年  
度から2023年度を計画期間と  
する第8期八幡市高齢者健康  
福祉計画・介護保険事業計画  
の策定と、地域密着型サービ  
スや地域包括支援センターの  
適正な運営および推進に向け  
て、意見や提言をいただく市  
民委員を募集します。

対象  
市内在住の介護保険被保険  
者(満40歳以上75歳未満)で、  
任期中(本年7月から2021年  
6月までの3年間)、委員と  
してご協力いただける人。な  
お、協議会は平日の昼間に開  
催予定。

募集人員  
若干名  
応募方法  
「応募の動機や介護保険に  
関して思うこと」をテーマと  
した800字以内の小論文に住  
所、氏名、生年月日、性別、  
電話番号を記入のうえ(〒614  
-8501八幡園内75) 高齢介護  
課へ郵送または直接提出。  
※提出された小論文は返却で  
きません。

締め切り  
6月15日(金)当日消印有効  
選考  
小論文で審査。  
◆問い合わせ 高齢介護課

## 市営住宅等の入居者募集

市営住宅等の入居者を次  
のとおり募集します。

▽募集住宅 下表のとおり  
▽入居時期 8月下旬から  
▽申込資格 次の全ての要  
件を満たす人

- ①市税の滞納がない
- ②住宅に困窮している
- ③平成27年6月3日以前か  
ら現在まで引き続き八幡市  
に住民登録を行い、居住し  
ている
- ④同居親族が同居予定の親  
族がいる(単身者は不可。  
ただし高齢者等は条件によ  
り入居可)
- ⑤世帯の合計所得が、収入  
基準額以下である

### 募集住宅一覧表

| 種別 | 団地名 | 間取り               | 募集戸数 |
|----|-----|-------------------|------|
| 市営 | 中ノ山 | 3DK・B・T           | 1    |
|    | 都   | 3DK・B・T<br>(2階あり) | 1    |
| 府営 | 小松  | 3DK・B・T           | 1    |
|    | 美桜  | 3DK・B・T           | 3    |

⑥申込者および同居予定の  
親族が暴力団員または暴力  
団構成員でない  
※すでに公営住宅に居住し  
ている人は除く(独立し世  
帯分離する場合は可)。ま  
た、生活保護受給者は、就  
住宅管理課

◆問い合わせ 申し込み  
住宅管理課

## 役員が 決定しました

●自治連合会  
自治会や町内会、区など  
の市内48自治組織で構成す  
る自治連合会の今年度の役  
員が、4月23日(月)開催  
の幹事会において選出され  
ました。(敬称略)

区▽副会長 小西慧一郎  
(長町樋ノ口連自治会)、  
道上幸彦(二区)、小林  
恭一(柿ヶ谷自治会)▽  
監査 松本伍男(戸津区)、  
伴憲次(二区自治連合会)  
▽書記 高坂貞夫(男山E  
地区管理組合)、馬代一夫  
(美濃山グリーンタウン自  
治会)

◆問い合わせ 市民協働推  
進課

### 自主防災推進協議会

4月21日(土)、自主防  
災推進協議会役員会議が開  
催され、平成30年度の役員  
に次の皆さんが選出されま  
した。(敬称略)

▽会長 増尾辰一(二区自  
主防災隊)▽副会長 山下  
末俊(幸水自主防災隊)、  
小里隆信(内里区自主防災  
隊)

### 春の叙勲

市内から5人が受章

国や公共に対し功労のあ  
った人を対象とする春の叙  
勲で、特別養護老人ホーム  
「有智の郷」主任看護師の  
栗幸子さんが瑞宝単光章  
を受章されました。

また、次の4人に各章が  
贈られました。(敬称略)

瑞宝双光章 麻生二郎  
(元大阪府警視)、北光一  
(元大阪府警視)、山田大  
三郎(元大阪府警部)

## ご意見たまて箱

あなたの意見・提案を  
お寄せください

■平成29年度に寄せられた  
意見・提案等

| 区 分                       | 件数  |
|---------------------------|-----|
| 福祉・健康・子育て                 | 10  |
| 交通・道路・河川・公園・<br>都市整備・上下水道 | 28  |
| 環境                        | 8   |
| 商工業・観光                    | 4   |
| 教育・文化                     | 11  |
| 市職員                       | 10  |
| 公共施設・財政・政策全般              | 9   |
| 消防・防災                     | 1   |
| その他                       | 21  |
| 計                         | 102 |

これからの市政を皆さんと共に進めるため、まちづ  
くりについてのご意見やご提案をお寄せください。  
必ず市長が拝読した上で、担当部課に調査・研究や  
対応などを指示し、匿名以外にはお返事をさせていた  
だきます(返事は、文書で行いますので、必ず住所の  
記載をお願いします)。

商品のPRや営業、個人に対する誹謗中傷など、「や  
わた ご意見たまて箱」の趣旨に反するものについて  
は固くお断りいたします。

たまたま箱は、市役所1階、案内カウンターに設置し  
ています。直接、投かんされるか、郵送(〒614-8501  
「やわた ご意見たまて箱」)で、意見等をお寄せく  
ださい。また公民館等に記入用紙(切手不要)があり  
ます。郵送または、そのままFAX送信(☎982-7988)  
してください。市ホームページからメール送信するこ  
ともできます。

◆問い合わせ 秘書広報課

### 火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

| 平成30年1月～4月累計( )内4月分 | 昨年同期累計             |
|---------------------|--------------------|
| 火災出動                | 3件 (0件) 8件         |
| 火災以外の出動             | 73件 (17件) 69件      |
| 救急出動                | 1278件 (296件) 1286件 |
| 搬送人員                | 1185人 (278人) 1199人 |

# 集中豪雨に備えましょう

まもなく梅雨に入ります。続いて台風の季節もやってきます。台風や大雨は、大きな災害をもたらします。災害は、いつどこで起こるかわかりません。日ごろから災害に対して心構えや準備をしておきましょう。

## 希望者に土のうを配布



水害から住宅等を守るため、希望者に土のうを無償で配布します。急な雨の場合、土のうの配布が間に合わない可能性がありますので、事前に準備をお願いします。

▼対象 市内在住者  
▼配布数 1世帯10袋を限度  
▼申し込み・引き渡し期間 6月4日(月)～8日(金)

午前9時30分～午後5時(引き渡しは午後6時まで)  
※電話または、窓口でお申し込みください。なお、土のうがなくなり次第、終了させていただきます。

▼引き渡し場所 市役所分庁舎駐車場  
▼その他 配布した土のうは自己で保管(シートで覆うなど)し、処分してください。市で回収はしません。

### 日ごろの心がけ

#### 1 天気予報や気象情報チェック

天気予報を確認し、天気の移り変わりに気を配りましょう。

2 非常食や非常持出品を準備  
非常食は最低3日分確保。また、非常持出品として、懐中電灯やラジオなどを用意しましょう。

3 避難先や避難経路を確認  
指定された避難先と、自宅からの徒歩での避難経路を確認しましょう。

4 大雨や台風に向けて  
家のまわりを点検整備  
雨戸や屋根などに傷みがないか、また、排水溝のつまりなどを確認しましょう。

#### 5 防災情報の取得手段を確保

防災情報は、防災行政無線、防災ラジオ、携帯電話のメールサービス(緊急速報メールや京都府防災・防犯情報メール配信システム)、テレビ、ラジオなどで取得できます。使用方法などを今一度、確認しましょう。

6 防災ハザードマップを活用  
マップには、避難先や避難経路、防災情報の取得方法などが記載されています。

7 前兆を確認したら避難  
川の近くで、まわりの空が真っ黒になる、または警告のサイレン音が聞こえる、雷鳴や稲妻を確認、冷たい風が吹き出す、大粒の雨やひょうが降り出す、雨の日に周囲より低い位置

### に在る

#### 浸水時の避難の注意点

1 動きやすく、安全な服装で  
2 足元に注意  
3 単独行動はしない  
4 深さに注意  
5 要配慮者に配慮を  
ゲリラ豪雨に注意

短時間で狭い範囲に強い雨を降らせる「局地的大雨」や「集中豪雨」は発生予測が難しいことから、通称「ゲリラ豪雨」と呼ばれています。

水害の特徴としては、「河川の氾濫」「急な増水」「低い土地が水に浸かる」などがあります。

河川に遊びに行くときは、天気予報などで局地的な雨の心配がないか確かめるなど、十分に注意しましょう。

### ●全国瞬時警報システム(Jアラート)

#### 全国一斉情報伝達試験 年度内に3回実施予定

Jアラートとは、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市内に設置している屋外スピーカー等を用いて、直接国から市民の皆さんに対してお伝えするシステムです。緊急時において、迅速かつ確実な情報伝達を実施できるよう、Jアラート全国一斉情報伝達試験が平成30年度中に3回(8月29日、11月21日、2月20日)実施される予定です。事前にお知らせいたします。実施日が近づきましたら、改めてお知らせいたします。

●防災行政無線テレホンサービス  
市では、避難勧告等の発令を、市内に設置している屋外スピーカーからお伝えしていますが、大雨等の気象条件では、聞き取りにくい場合があります。

そこで、放送が聞き取れなかった場合には、防災行政無線テレホンサービスに電話をかけることで放送内容を確認することができます。

電話 075-982-2484  
075-982-2485

### 八幡市内郵便局と協定を締結

5月2日(水)、市と八幡市内の郵便局は、災害発生時等における連絡・協力体制の構築を目的として、「1. 災害発生時における八幡市と八幡市内郵便局の協力に関する協定」「2. 地域における協力に関する協定」「3. 八幡市あんしんネットワーク事業への協力に関する協定」を締結しました。

◆問い合わせ 防災安全課

### 八幡市・八幡市内郵便局協定締結式



代表して協定を締結した、松吉利文局長(山城八幡郵便局)(右)と市長

## 民生・児童委員の活動を紹介します

市では、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員(145人)と民生・児童委員活動をサポートする支援員(37人)が、市内を7地域に分けて活動しています。

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。また児童問題を主に担当する主任児童委員も、各小学校区にそれぞれ配置されています。

各委員は福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受けて助言や関係機関に紹介を行うなど、市民の皆さんと行政のパイプ役として活躍しています。

民生・児童委員の主な活動【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズ

の把握を行っています。

【相談】地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。

【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報提供を行っています。

【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。

【その他】各種証明書などの取り扱い業務のほか、行政や社会福祉協議会などが

実施する諸活動(要援護者の見守りなど)に協力しています。

地域の身近な相談役  
お気軽にご相談ください

各地域ごとに担当の民生・児童委員が決まっています。お住まいの地域を担当する委員の氏名や連絡先など、詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

#### 市内各地で街頭啓発活動



街頭啓発活動の様子

5月12日(土)の「民生委員・児童委員の日」から1週間は民生・児童委員の活動を広報して、民生・児童委員の活動について理解を深めていただく活動強化週間です。これに合わせ、民生児童委員協議会では、5月1日(火)から、八幡市駅、橋本駅前、商業施設で活動をPRするティッシュを手渡し、街頭啓発活動を行いました。

### 災害時要援護者支援対策事業に登録を!

市では、大きな地震や水害が起こった際に、年齢や障がいにより自力で避難することが困難な人(要援護者)を支援する事業に取り組みしています。福祉総務課で随時、登録を受け付けていますのでご相談ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

# 開かれた市政の推進

■平成29年度  
八幡市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

決定内容

| 決定の内訳         | 件数  |      |     |
|---------------|-----|------|-----|
|               | 公文書 | 自己情報 | 計   |
| 開示            | 223 | 7    | 230 |
| 部分開示          | 78  | 4    | 82  |
| 非開示           | 0   | 0    | 0   |
| 取下げ           | 1   | 3    | 4   |
| 却下            | 1   | 0    | 1   |
| 合計<br>(取下げ含む) | 303 | 14   | 317 |

※審査請求…1件(取下げ)

## 昨年度の 情報公開等請求317件

市は、市民の皆さんの「知る権利」を保障した「八幡市情報公開条例」と自己に関する情報を自ら実効的にコントロールする権利を保障した「八幡市個人情報保護条例」を制定し、公正で公平な透明性の高い開かれた市政の推進に取り組んでいます。

これらの条例に基づく平成29年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

▼情報公開制度等の運用状況

情報公開条例に基づく請求は、303件(1件の取り下げを含む)で、223件を開示、78件を部分開示、1件を却下しました。審査請求は1件(取り下げ)でした。

請求内容は、公共工事に関する設計関係書類、保険証券の写し、業務委託関係書類、給水工事届出関係書類などです。

個人情報保護条例に基づく請求は14件(3件の取り下げを含む)で、7件を開示、4件を部分開示としました。

請求内容は、印鑑登録証・戸籍謄抄本等交付請求書に関する書類などです。

▼市保有の個人情報

市が保有している個人情報ファイルは、1039件です(平成30年3月末現在)。

それぞれの個人情報ファイルの作成目的、個人情報の収集方法、収集場所、収集項目などを「個人情報取扱事務一覧表」に取りまとています。一覧表は閲覧コーナー(市役所2階)で閲覧することができます。

## 生活情報センターから

■相談件数トップ10項目

| 上位 | 相談内容                        | 29年度 | 28年度 | 前年度比   |
|----|-----------------------------|------|------|--------|
| 1  | 放送・コンテンツ等(不審なメール、アダルトサイトなど) | 84件  | 107件 | 78.5%  |
| 2  | 商品一般(架空請求ハガキ、不審な電話など)       | 44件  | 46件  | 95.7%  |
| 3  | インターネット通信サービス(光回線・光回線契約など)  | 16件  | 33件  | 48.5%  |
| 4  | 化粧品(美容液、育毛剤など)              | 12件  | 5件   | 240.0% |
| 5  | 書籍・印刷物(新聞、雑誌など)             | 12件  | 7件   | 171.4% |
| 6  | 自動車(新車・中古車など)               | 11件  | 15件  | 73.3%  |
| 7  | 移動通信サービス(携帯電話・タブレットなど)      | 11件  | 11件  | 100.0% |
| 8  | レンタル・リース・賃借(賃貸アパートなど)       | 10件  | 12件  | 83.3%  |
| 9  | 健康食品(サプリメントなど)              | 9件   | 14件  | 64.3%  |
| 10 | 工事・建築・加工(新築工事、リフォーム工事など)    | 9件   | 18件  | 50.0%  |

商品やサービスなどに関するさまざまな消費生活相談を受けている生活情報センターに寄せられた平成29年度の相談概要は、次のとおりです。

## 電子メールや 架空請求が再び急増！

★相談件数は2割減少、架空請求の急増

平成29年度に受け付けた相談件数は439件となり、前年度542件より103件、19%減少し、前年度の7.5%減少より大幅な減少となりました。相談内容の傾向としては、身に覚えのない料金を請求する電子メールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いた「未納料金を支払わない」と法的手続きを開始すると書かれたハガキが届いた「架空請求に関する相談が再び急増しました。なかには、本物を装ったため、保護シールを貼ったハガキまで登場したほか、身に覚えのない請求メールが頻繁に届くという相談も増えています。

★ネット通販のトラブル増加

販売購入形態別では、スマホ等によるインターネット通販などによる通信販売の相談が大半を占めています。「美容液をネット注文後にすぐ取り消しをしたが拒否された」「定期購入の育毛剤を休止したがクーリングオフ期間が過ぎていて払い戻しを拒否された」など化粧品の定期購入に関するものや、「代金を支払ったのに商品が届かなかった」「フリマアプリに衣類を出品したが、代金が受け取れず商品も返らない」「届いた商品が偽物だった」など、詐欺的サイトによる被害も発生しています。

★その他には、書籍や印刷物によるトラブルの相談が増加

「3年契約の新聞購読が一方的に更新された」など書籍・印刷物の契約に関するトラブルが増加しました。また強引な訪問買い取り(訪問購入)、光回線の卸売り(光卸)の勧誘トラブルなども寄せられています。

◆問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

## 市職員が出前講座

健康づくり、防災関係講座が人気！

市職員が、市民団体やグループ等の会議や会合などに出向き、行政の仕組みや事業、施策などを、市民の皆さんに暮らしに役立つテーマでお話しをする「出前講座」を開催しています。

平成29年度は、60件の講座を開催し、1709人が受講されました。人気が高かった講座は、「健康長寿の秘訣(20件、570人)」や「防災について(9件、355人)」でした。

平成30年度の前期で開催します出前講座は表のとおりです。

希望される団体は、開催日1カ月前までに、申込書(市民協働推進課等に設置。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、市民協働推進課へ。

◆問い合わせ 市民協働推進課

■市の出前講座

|                     |
|---------------------|
| マイナンバー制度について        |
| 第5次八幡市総合計画について      |
| 広報やわたについて           |
| 個人情報保護制度と情報公開制度について |
| 市民活動はじめませんか？        |
| 消費生活について            |
| 八幡市の財政状況について        |
| 防災について              |
| 避難所運営について           |
| 戸籍について              |
| 人権問題について            |
| 女性の人権について(一般向け)     |
| 女性の人権について(事業所向け)    |
| 環境問題について            |
| 動物の愛護および管理について      |
| ごみの分別について           |
| 八幡市の観光について          |
| 民生委員・児童委員について       |
| 災害時要援護者支援対策事業について   |
| 障がい福祉サービスについて       |
| 障害者差別解消法について        |
| 手話を知ろう              |
| 児童虐待について            |
| 認定こども園について          |
| 介護保険制度について          |
| 健康長寿の秘訣             |
| 国民健康保険について          |
| 高齢者医療制度について         |
| 木造住宅耐震化事業について       |
| 公園の維持管理について         |
| 橋の維持管理について          |
| 火災予防について            |
| 救急講座について            |
| 上下水道について            |
| 下水道の維持管理について        |
| 生涯スポーツについて          |
| はじめて読む古文書           |
| 生涯学習センターおよび公民館について  |
| 生活に図書館を！            |
| 「子どもの読書」どうしたら？      |
| 地方議会について            |
| 選挙について              |

◆問い合わせ 市民協働推進課

# 平成30年度の介護保険料納入通知書を送付



6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上の)に平成30年度の介護保険料納入通知書を送付します。

65歳以上の人の介護保険料は、持続可能な介護保険事業運営のため、必要な介護サービス費用や被保険者数の見込みをもとに3年度ごとに見直しています。

平成30年度(2018年度)から2020年度までの一人当たりの保険料基準額は、年額63,000円(月額5,250円)です。基準額を基に、本人や家族の所得状況等に応じて、保険料の年額を決めています。

所得段階は、表のとおり16段階とし、公費負担により、低所得者(第1段階)の介護保険料を軽減しています。

※第2号被保険者(40歳~64歳の)の保険料は、加入保険によって異なります。



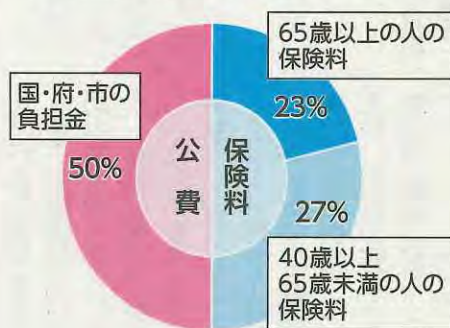
## ■ 介護保険料(平成30年度<2018年度>~2020年度)

| 区分    | 負担割合     | 年額保険料    |
|-------|----------|----------|
| 第1段階  | 基準額×0.4  | 25,200円  |
| 第2段階  | 基準額×0.65 | 40,950円  |
| 第3段階  | 基準額×0.7  | 44,100円  |
| 第4段階  | 基準額×0.9  | 56,700円  |
| 第5段階  | 基準額×1.0  | 63,000円  |
| 第6段階  | 基準額×1.08 | 68,040円  |
| 第7段階  | 基準額×1.25 | 78,750円  |
| 第8段階  | 基準額×1.5  | 94,500円  |
| 第9段階  | 基準額×1.6  | 100,800円 |
| 第10段階 | 基準額×1.8  | 113,400円 |
| 第11段階 | 基準額×2.0  | 126,000円 |
| 第12段階 | 基準額×2.2  | 138,600円 |
| 第13段階 | 基準額×2.3  | 144,900円 |
| 第14段階 | 基準額×2.35 | 148,050円 |
| 第15段階 | 基準額×2.4  | 151,200円 |
| 第16段階 | 基準額×2.45 | 154,350円 |

## 介護保険料は必ず納めましょう

介護保険は公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



## 介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の人は、基本的に特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や他の市町村から転入した人等は一時的に普通徴収となります。

特別徴収=年金からの天引きとなります。

普通徴収=市から送付される納付書または口座振替で納めていただきます。

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1段階の負担割合を軽減しております。

①「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

②「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、平成30年(2018年)4月以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(第1~5段階のみ)」を控除した額となります。ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

③「公的年金等収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

## 介護予防のため「基本チェックリスト」は記入後、必ず返送を!

市では、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるまちづくりを目指しています。そのためには、元気なうちに、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因(運動、栄養、口腔、認知症等)を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

見つけよう  
老化のサイン

「年をとると心身の機能が衰えるのは仕方ないこと」と考えていませんか。確かに高齢になると心身の機能は低下していき、使いつづけることで、更に鍛えることによって低下を防ぎ向上させることもできます。

市では、皆さん一人ひとりの健康や日常生活の状態と見守りが必要な高齢者を把握するため、毎年65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人を対象に「基本チェックリスト」を送付しています。

今年度の対象は、平成30年6月1日現在、65歳から3歳刻みの年齢(65歳、68歳、71歳...)の人で、6月初旬に送付します。

返送は  
6月15日(金)まで

「基本チェックリスト」が届いたら、すべての項目を記入し、同封の返信用封筒を使って、6月15日(金)までに、返送してください。

※返送いただいた結果は、後日郵送でお知らせします。今後のご自身の介護予防や健康づくりに役立ててください。

返送がない人については訪問などで連絡させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

# 健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

平成30年度の国民健康保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護給付金に係る介護分(40歳～64歳の人)を合わせた額(表1)です。

## ■納付通知書

6月に保険料の納付通知書を送付します。納期は6月末から来年3月までの10期制です。必ず納期内に納付してください。口座振替の人は自動的に振替します。

## ■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出をすれば口座振替に変更することもできます。天引き対象外の保

なお、口座振替の手続きがまだの人で希望される場合は、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

## ■擬制世帯主

国保の各種届け出や保険料を納める義務は、世帯主にあります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯の中に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。

このような国保の加入者でない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合、世帯主の所得は保険料計算の対象にはなりません。

## ◆問い合わせ

国保医療課・税務課収納係

## 国民健康保険料等の負担を軽減

### ■非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)平成29年3月31日から30年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成30年度までの保険料と離職月の翌月から平成31年(2019年)7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

■その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1・1倍に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1・1倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

## 平成30年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります。平成30年度から法律等の改正により、軽減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げになります。

### ■平成30年度保険料率

(表1)

|       | 医療分     | 支援分    | 介護分    |
|-------|---------|--------|--------|
| 所得割   | 7.66%   | 2.91%  | 2.55%  |
| 均等割   | 25,639円 | 9,499円 | 9,116円 |
| 世帯平等割 | 18,746円 | 6,945円 | 4,639円 |
| 賦課限度額 | 58万円    | 19万円   | 16万円   |

### ■法定軽減対象の基準額の変更について

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大されます。

| 法定軽減 | 平成30年度            | 平成29年度          |
|------|-------------------|-----------------|
| 5割   | 33万円+27万5千円×被保険者数 | 33万円+27万円×被保険者数 |
| 2割   | 33万円+50万円×被保険者数   | 33万円+49万円×被保険者数 |

※世帯主と、国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象になります。

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。

※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

### ■保険料算出の例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳～64歳の人)に該当する場合。

| 世帯の所得 | 法定軽減 | 保険料      |
|-------|------|----------|
| 33万円  | 7割   | 56,725円  |
| 143万円 | 5割   | 238,872円 |
| 233万円 | 2割   | 413,687円 |
| 300万円 |      | 539,418円 |
| 400万円 |      | 670,618円 |

## 平成30年4月分から 保険料の軽減率変更

後期高齢者医療保険料は、①全員に納めていただく定額部分(均等割)と、②所得に応じて納めていただく部分(所得割)があります。

保険料の軽減措置について、平成30年4月分から軽減率が変わりました。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。

### ■元被扶養者の軽減 5割(変更前は7割)

ただし、世帯の所得が低い元被扶養者は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

対象 元被扶養者(制度加入の前日まで、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人)※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は除く。

### ■所得割の軽減を廃止(変更前は軽減率2割)

対象 賦課のもととなる所得金額(※)が58万円以下の人(※)平成29年中の総所得金額等-33万円(基礎控除額)

詳しい保険料の納付方法などは、広報やわた7月号でお知らせします。

## 70歳以上の 高額療養費の上限額が変更

平成30年8月から、70歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療加入者の、高額療養費の上限額が変更されます(住民税非課税世帯は除く)。

また、これに伴い、「現役並み所得者(住民税課税所得690万円以上の人以外)」の人は「限度額適用認定証」が必要になります。

### 高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額を超えた額を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まります。

### ■変更前(平成30年7月まで)

| 所得区分        | 自己負担限度額(月額)               |                             |
|-------------|---------------------------|-----------------------------|
|             | 外来(個人単位)                  | 外来+入院(世帯単位)                 |
| 現役並み所得者     | 57,600円                   | 80,100円+1%※1<br><44,400円>※2 |
| 課税所得690万円以上 |                           |                             |
| 課税所得380万円以上 |                           |                             |
| 課税所得145万円以上 | 14,000円<br><年間上限144,000円> | 57,600円<br><44,400円>※2      |
| 一般          |                           |                             |

・現役並み所得者=窓口の負担割合が3割の人  
・一般=窓口の負担割合が1割もしくは2割で、住民税課税世帯の人

※1「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。  
※2 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。  
※3「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。  
※4「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

◆問い合わせ 国保医療課

### ■変更後(平成30年8月から)

| 自己負担限度額(月額)                   |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 外来(個人単位)                      | 外来+入院(世帯単位)                  |
| 252,600円+1%※4<br><140,100円>※2 | 167,400円+1%※3<br><93,000円>※2 |
|                               |                              |
|                               |                              |
| 80,100円+1%※1<br><44,400円>※2   | 18,000円<br><年間上限144,000円>    |
|                               |                              |
| 57,600円<br><44,400円>※2        |                              |

# 市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

## 市税の納期は税目により異なります

### ■市税の納期

|              |               |
|--------------|---------------|
| 市・府民税(普通徴収分) | 6月・8月・10月・12月 |
| 固定資産税・都市計画税  | 5月・7月・9月・11月  |
| 軽自動車税        | 6月            |

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

**納付書は綴っていません**  
納付書は綴らずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

### 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 6月15日(金)までに口座振替の申し込みをした場合、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分から振替ができます。また、7月13日(金)までに手続きをした場合、8月が納期の市・府民税第2期分からの振替となります。

□口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で行うことができます。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課で受け付けできません。

市税は、市役所や銀行、信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア(コンビニ)で納付することができます。

※取り扱っていない金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載しています。

●レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して出してください。

●納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱えません。

●バーコードの印字されていないものは取り扱えません。

●納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱えません。

●ゆうちょ銀行で申し込んでください。

**預金残高をご確認ください**  
口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法(期別または全期前納)を記載していただきますので、振替日までには預金残高をご確認ください。

**預金残高不足等で**  
口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

**納期限が過ぎた市税は**  
京都地方税務課へ

市税を納期限までに納付しないや延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都地方税務課」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

**納付が困難なときは**  
災害や病気、けが、事業の廃止や休止、失業などにより平成30年度市・府民税を納期内に納めることができない人は、納税通知書が届いてから第1期納期限(7月2日)までに税務課(7月2日)までに税務課収納係へご相談ください。

※相談内容により京都地方税務課でご相談いただく場合があります。

◆問い合わせ 税務課収納係

## 個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることができます。

### ●減免対象となる事由

- ①生活保護法の規定による扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合(退職の場合は解雇・雇止め等の場合のみ)
- ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
- ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
- ⑤その他特別の事情がある場合

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を超える場合や家族内に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、税務課市民税係にお問い合わせください。

### ●各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、印かん、事由を証明する書類を持って税務課市民税係へ申請してください。

## コンビニ交付を一時停止

6月1日(金)、全てのサービス

コンビニで取得していただけの課税(非課税)証明書、所得証明書の対象年度切替によるメンテナンス作業のため、市が提供する全てのコンビニ交付サービスを一時的に停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、コンビニ交付は最新年度しか対応しておりませんので、6月2日以降、平成29年度以前の証明が必要な場合は、税務課市民税係へお越しください。

**●税証明の窓口交付には**  
本人確認書類が必要です

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、

6月1日(金)(終日) 停止期間

なお、6月2日(土)からは平成30年度の証明書の

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を超える場合や家族内に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、税務課市民税係にお問い合わせください。

## 熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

### 減額される要件

- ▼平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ▼平成32年(2020年)3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

### 減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

※平成29年4月1日以降の改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2を減額。

### 手続き

改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写し、認定通知書の写し(長期優良住宅の場合のみ)を添付し申請してください。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

◆問い合わせ 税務課資産税係

## 障がいのある人の軽自動車税を減免

申請は7月2日(月)まで

障がいのある人本人が所有する軽自動車や障がいのある人のために使用する軽自動車の軽自動車税を減免します。(障がいのある人1人につき1台)

### 減免の手続き

平成30年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って7月2日(月)までに税務課市民税係へ申請してください。

※申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。

※自動車税(普通自動車等)の減免と合わせて受けることはできません。

詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課市民税係



昨年9月の清掃活動の様子  
(さくら近隣公園周辺)

6月3日(日)はごみゼロの日

## 市民の皆さんもぜひご参加ください

市は6月3日(日)を「まちかどのごみ」ゼロの日として、道路や公園の清掃を実施します。午前9時、活動しやすい服装で清掃(集合)場所にお集まりください。軍手やごみ袋は用意します。

### 清掃(集合)場所

- ①八幡市駅と放生川周辺(ささなみ公園に集合)
- ②さくら近隣公園と松花堂周辺(さくら近隣公園ポケットパークに集合)

※雨天の場合は6月10日(日)に延期します。

# 6月は環境月間です

## 今年も節電にご協力を

電気使用量が増える夏に備えて、今から少しずつ節電を心がけましょう。家庭で特に電気消費量が多いエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの4つを上手に使うことで、効果的に節電することができます。

また、日中のピーク時を避けて電化製品を利用することも、電力供給の安定を保つために重要な方法です。体調に十分注意して、無理のない範囲で、今年も節電にご協力ください。

## 家庭でできる節電

### エアコン

- ・扇風機を併用して冷気を循環させる
- ・冷房の設定温度は28度を目安に
- ・部屋のカーテンを引く

### 冷蔵庫

- ・温度設定は「強」から「中」に
- ・出すものを確認してから開ける
- ・熱いものは冷ましてから入れる
- ・冷蔵庫の上や壁との間にモノを置かない

### 照明器具

- ・必要なところだけつける
- ・明るさを調整する

### テレビ

- ・必要な時だけつける
- ・明るさ・音量の調整を

## 「美しいまちづくりまかせて!」事業に参加しませんか

市では、「美しいまちづくりまかせて!」事業に参加していただく団体を募集しています。

市内の公園や歩道など一定区画を気持ちよく利用できるように、ゴミを拾ったり、樹木に水をやりたり除草したりする無償のボランティア活動を市が支援します。2人以上の家族やグループで、環境美化活動を行う場所と範囲を決めていただき、事業活動届出書と参加者名簿を環境保全課に提出してください。市と皆さんのグループとで協定書(簡単な約束ごと)を交わします。※ただし、活動内容や活動場所によっては、本事業の対象外となる場合があります。市は、参加グループに掃除用具を貸与し、活動場所にグループの表示板(サインボード)の設置、市の規則に基づく保険の適用などを行います。事業活動届出書や注意事項は、市ホームページに掲載しています。皆さんの積極的なご参加をお願いします。

## 住宅用太陽光発電システム

## 設置費の一部を補助

市では、住宅に太陽光発電システムを設置した場合、設置費用の一部を補助しています。

補助対象 自ら居住する市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置した人で市税を滞納していない人

### ●太陽光発電設備と蓄電池の同時設置を検討されている人へ

太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置される場合、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」に上乗せで補助があります。2つの補助制度をあわせて、最大で44万円の補助が可能です。

補助金額

- ・住宅用太陽光発電システムの最大出力1kW当たり1万円(上限4万円)
- ・蓄電池設備の蓄電容量1kWh当たり5万円(上限30万円)に5万円(定額)を加算した額

申請書類 申請書、住民票の写し(コピーは不可)、市税の完納証明書、領収書

申し込み 申請書類をそろえて環境保全課に直接提出してください。

※申請期限 太陽光発電に係る電力受給開始日から6カ月以内

## グリーンカーテンで暑い夏を快適に!



グリーンカーテンは、日差しを遮り、室内温度の上昇を抑えてくれるため、各家庭での省エネにつながり、夏を涼しく快適に過ごすのに有効です。ゴーヤ、つるむらさき等のつる性植物を使って趣向を凝らしたグリーンカーテン作りをチャレンジしてみませんか!

### 写真コンテスト 今年も開催予定

今年もグリーンカーテン写真コンテストを開催する予定です。応募期間等詳細については、広報やわた7月号でお知らせします。

## 収集ごみから発火!



ごみ収集車の荷台から出火し、収集したごみが燃える事故が発生しています。

火災の原因は、収集した「燃やさないごみ」の中に混ざっていた携帯電話または携帯電話のバッテリーが、強い衝撃で破裂して発火し、他のごみに引火したものと考えられています。

使用済み携帯電話およびバッテリーは、ごみとして出さずに、市役所や公民館の小型家電リサイクルボックスにお出しいただくか、販売店にお持ち込みください。

また、ごみ袋の中にライター・カセットボンベなどを一緒に出されると発火する恐れがあります。

それぞれ別の袋に分けて燃やさないごみとしてお出しください。

◆問い合わせ 環境業務課

## エコスタイル・キャンペーン

5月1日(火)から10月31日(水)まで、市は省エネルギーの推進と地球温暖化防止の取り組みとして、エコスタイル・キャンペーンを行っています。

期間中、市役所内の冷房の設定温度を28度にし、職員は半袖、ノーネクタイ、ノー上着等の軽装で業務を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 総務課

## 犬の飼い主のみなさんへ

- ★動物は命あるものです。飼い主は動物等の習性をよく理解し、愛情をもって扱うとともに、一生面倒をみましょう。
- ★散歩時は、首輪や引き綱を必ず

つけて、フンの後始末ができる用具等を携帯してください。

- ★適正な飼育が困難な場合には、繁殖防止の措置をとりましょう。

◆問い合わせ 環境保全課





●子ども・子育て支援センター すくすくの杜 (欽明台東2-1/☎972-1085)

●子育て支援センター あいあいポケット (男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)

●第二子育て支援センター そよかぜ (八幡三反長9 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

#### 【子育て相談】

子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時

#### 【発達相談】

子どもの発達についての相談に応じます。(予約制)

▶受付＝月曜～金曜日(祝日除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▶相談日＝月曜～金曜日(全支援センター)

#### 【常時開設】

市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日＝月曜～金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)

▶利用時間＝午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日＝祝日および年末年始(12月29日～1月3日)

※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

#### ◎常設プログラム

親子で同じ体験をして、共感し合いましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。

#### ＜すくすくの杜＞

▶月曜～土曜日(体操・お話)▶第1・3金曜日(すくすく赤ちゃん※生後2カ月から1歳半)▶第3金曜日(お誕生日会)▶第2・4金曜日(げんきっ広場※1歳半からおおむね3歳未満)

#### ＜あいあいポケット＞

▶月曜～金曜日(お話・砂遊び)▶月曜日(体操)▶火曜日(みんなであそぼう)

#### ＜そよかぜ＞

▶月曜～金曜日(お話)▶火曜日(みんなであそぼう)▶木曜日(体操)

#### 【サロン】

子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。

#### ＜ママカフェ＞

▶4日(月)あいあいポケット(午前10時～11時30分)▶26日(火)すくすくの杜

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子各8組

※あいあいポケットは予約受付中、すくすくの杜は12日から予約開始。

#### ＜ひよこサロン＞

▶8日(金)あいあいポケット

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子

#### ＜あいあいサロン＞

▶18日(月)あいあいポケット

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

#### ＜そよかぜサロン＞

▶14日(木)そよかぜ

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

※重複参加可能です。

【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前の親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。

▶1日(金)竹園児童センター▶27日(水)橋本児童センター

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください(保育園からは1カ所選んで参加してください。それ以外の場所は重複参加可能です。★は離乳食展示あり)。

▶4日(月)みやこ保育園▶5日(火)

★わかたけ保育園▶7日(木)南ヶ丘保育園▶8日(金)★南ヶ丘第二保育園▶11日(月)橋本児童センター、みその保育園▶13日(水)★くすのき保育園▶22日(金)竹園児童センター

【お話の出版】 生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。時間は午前10時30分～11時30分。

▶6日(水)橋本公民館▶13日(水)八幡市民図書館▶20日(水)男山市民図書館

【双子(多胎児)交流会】 双子以上のお子さんがいる人または妊娠中の人を対象。親子で自由に遊び、交流をしましょう。子育て相談もできます。

▶21日(木)午前10時～11時15分、あいあいポケット

【子育て講座】

①「足に合った靴の選び方」▶7日(木)午前10時30分～11時30分、あいあいポケット

対象 妊婦さんと生後2カ月から就学前の親子20組

持ち物 筆記用具、あればお子さんの靴

②「パパ・ママと遊ぼう」▶9日(土)午前10時～11時30分、あいあいポケット

対象 2歳から就学前の親子20組

持ち物 飲み物

③「わっ歯っは劇場」▶13日(水)午前10時30分～11時30分、すくすくの杜

対象 妊婦さんと生後2カ月からおおむね3歳の親子30組

持ち物 子ども用歯ブラシ2本

④「ベビーヨガセラピー」▶19日(火)午前10時30分～11時30分、あいあいポケット

対象 生後2カ月から8カ月の親子10組程度

持ち物 バスタオル、飲み物

⑤「離乳食展示」▶26日(火)午前11時～、すくすくの杜

⑥「人形劇」▶30日(土)午前10時30分～11時30分、すくすくの杜

対象 就学前の親子

⑦「はじめての絵本」▶④7月17日(火)・31日(火)すくすくの杜▶⑧7月13日(金)・27日(金)あいあいポ

## 子育てサークル活動に補助金を交付します

市では、子育ての不安を解消し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的に、市内の子育てサークルが実施する子育てに関する研修会や交流会等に対して、補助金(上限2万円)を交付しています。

【交付要件】 主に市内在住の人で構成される5人以上のサークルであること、年間を通して活動するサークルであること など

【対象】 子育てに関する講演会、子育て家庭の交流を目的とした人形劇や音楽鑑賞の交流会 など

募集要項は、子育て支援課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

◆問い合わせ 子育て支援課

ット▶⑦7月18日(水)そよかぜ

時間 いずれも午後1時30分～2時

対象 講座参加日で生後4カ月から1歳の誕生日までのお子さんとその保護者各5組(先着順)※親子で絵本事業や過去の同講座で絵本を受け取られた人は対象外となります。持ち物 母子手帳または子育て支援医療費受給者証

絵本リスト ①いないいないばあ②おててがでたよ③がたんごとんがたんごとん④いやだいやだ⑤くだもの※上記から好きな絵本を1冊選んで、申し込んでください。

申し込み ①・②・④はあいあいポケット(④は4日～)、③・⑥はすくすくの杜(③は1日～、⑥は16日～)、⑤は申込不要、⑦は6月1日～15日に受講希望センターへ。

### ●保育園の開放日

※育児相談もしています。

※時間は午前10時～11時30分(☆は午前10時～11時、△は午前10時～11時15分)。

※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ヶ丘保育園(☎981-3125) …▶20日(水)園庭開放▶22日(金)七夕飾りを作ろう

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330) …▶13日(水)園庭開放▶26日(火)七夕飾り作り

みその保育園(☎981-8101) …▶5日(火)園児と遊ぼう▶12日(火)園庭開放

みやこ保育園(☎981-2511) …▶11日(月)どろんこ遊びをしよう(持ち物:着替え、タオル)▶28日(木)園庭開放

わかたけ保育園(☎983-1313) …▶14日(木)園庭開放▶21日(木)粘土で遊ぼう

八幡保育園(☎981-7491) …▶27日(水)どろんこ遊び(持ち物:汚れてもいい服、タオル)

男山保育園(☎982-0701) …▶8日(金)☆園庭で遊ぼう▶20日(水)☆親子でヨガ(0・1歳対象)(持ち物:水筒)

ぶどうの木保育園(☎982-9013) …▶14日(木)園のおもちゃと庭で遊ぼう(給食あり)(持ち物:食事用エプロン、コップ、スプーン、手拭きタオル)▶☆毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

くすのき保育園(☎983-1200) …▶20日(水)△クッキング(野菜蒸しパン)・造形遊び

### ●幼稚園の開放日

※時間は午前10時～11時30分(▲は午前10時～正午、▽は午前10時30分～正午)。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園(☎981-0180) …▶6日(水)つくって遊ぼう▶22日(金)園庭開放

八幡第二幼稚園(☎981-6950) …▶12日(火)シールで遊ぼう▶26日(火)園庭開放

八幡第三幼稚園(☎982-8566) …▶7日(木)園庭開放▶21日(木)親子でふれあい遊び

八幡第四幼稚園(☎982-2447) …▶14日(木)園庭開放▶28日(木)サマー親子ランド

橋本幼稚園(☎982-0607) …▶13日(水)新聞紙で遊ぼう!▶25日(月)園庭開放

なるみ幼稚園(☎982-3368) …▶▽27日(水)「うたとリズムあそび」公開保育(持ち物:上靴、外靴入れ、水筒)▶▲7月4日(水)園開放(給食試食会あり)※給食試食会は予約制(先着順)。受付は6月25日～29日。

有都こども園(☎981-0873) …▶12日(火)園開放(触れ合ってあそぼう)

※時間は午前10時～11時30分。※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後1時～2時、毎週金曜日の午前・午後1時～2時(祝日を除く)(各5組予約制)

▶月曜～金曜日の午前・午後1時～2時に育児相談(各1組予約制)

※時間はいずれも午前10時～11時30分、午後は1時30分～4時。

### ●こども園の開放日

有都こども園(☎981-0873) …▶12日(火)園開放(触れ合ってあそぼう)

※時間は午前10時～11時30分。※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後1時～2時、毎週金曜日の午前・午後1時～2時(祝日を除く)(各5組予約制)

▶月曜～金曜日の午前・午後1時～2時に育児相談(各1組予約制)

※時間はいずれも午前10時～11時30分、午後は1時30分～4時。

【赤ちゃんの広場】

▶1日(金)午前10時～11時15分

山鳩こども園(☎981-0982) …▶20日(水)山鳩ランド(心と身体をリラックス「ミュージックケア」)▶毎週木曜日(祝日・第2木曜日除く)

おしゃべりサロン▶毎週金曜日(祝日除く)赤ちゃんサロン

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

山鳩第二こども園(☎981-0700) …▶20日(水)山鳩第二ランド(親子製作～七夕かざり～)▶毎週月・火・金曜日(祝日除く)かるがも広場

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

認定こども園歩学園幼稚園(☎971-5687) …▶14日(木)どろんこ遊び

※雨天中止(持ち物:汚れてもいい服、タオル、着替え)▶21日(木)・27日(水)園庭開放▶24日(日)幼稚園で遊ぼう会(持ち物:上靴、上靴入れ袋)

※時間はいずれも午前10時30分～11時30分。

認定こども園早苗幼稚園(☎981-2268) …▶6日(水)園庭開放▶20日(水)「うたとリズムあそび」公開

▶27日(水)魚つりごっこ(予約制)※時間はいずれも午前11時～正午。(持ち物:上靴、水筒)

## Instagram桜企画

「やわた桜まっぷ」優秀作品が決定!

A. 遼川河川公園  
青森県地区  
(@hkkkl18)B. 石清水八幡宮  
およびその周辺  
(@na274fu)C. さざなみ公園  
(@xxpirockyxx\_2nd)D. さくら近隣公園  
(@kotori\_ )E. 松花堂庭園  
(@shokado\_garden\_art\_museum)F. 市民体育館・  
市民スポーツ公園  
(@ad\_yaaa\_tw)G. きんめい近隣公園  
(@gaiti39)H. フリースポット  
(メール投稿者)

期間中、たくさんの素敵な桜の写真をご投稿いただき、ありがとうございました。

桜企画は終了しましたが、これからも市内で撮影した写真に「井やわふ」と付けて投稿をお願いします。

問合せ 秘書広報課

▶人権教育学習講座  
記念講演差別について考えよう  
～これからの協働社会に向けて～

日時 6月16日(土)午後3時～4時30分

場所 文化センター3階第3会議室

講師 竹口 等さん(京都文教大学教授)

定員 100人※申込み不要。

参加費 無料

問合せ 社会教育課

※保育を希望する人は、事前にお申込みください。※要約筆記、手話通訳あり。

## ▶農産物即売会

八幡市農業青年クラブ農産物品評会に出品された自慢の新鮮野菜を販売します。皆さんのお越しをお待ちしています。

日時 6月19日(火)正午～※売り切れ次第終了。

場所 市役所前広場(文化センター前)

問合せ 農業振興課

▶オレンジカフェにて  
認知症ミニ講演会を  
開催します

この機会にぜひオレンジカフェにご参加ください。

日時 6月15日(金)午後2時～

場所 八幡市地域包括ケア複合施設YMBT

講師 菅沼 拓哉さん(すがぬま医院院長)

対象 認知症予防に関心のある人  
申込み・問合せ 電話で6月14日(木)までに高齢介護課へ▶第9回  
夏休みの親子陶芸体験教室

夏休みの初日、親子で物づくりの楽しさを感じてみませんか。

日時・内容 7月21日(土)【作陶】、8月4日(土)【絵付け】、18日(土)【引渡し】の全3日、①紐作りによる基本コース：午前9時30分～正午、②自由作陶によるコース：午後1時～3時30分※8月18日(土)は①午前9時30分～10時30分、②午前11時～正午

場所 文化センター3階第3講習室

対象 ①初受講の小学生と保護者、②受講経験のある小学生と保護者

定員 各コース10組合計40人※定員になり次第締切。

参加費 1組2,100円(保険料・材料費一部)※初日に徴収。

持ち物 前掛け、手ぬぐい、ビニール袋

申込み 7月9日(月)必着で、ハガキに子どもの住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年と保護者の氏名、電話(携帯)番号と、「①」「②」「どちらでも可」のいずれかを必ず記入し、郵送で市民交流センター(〒614-8022八幡東浦5)へ

問合せ 文化協会陶芸部会＝沼倉(☎090-2196-4272)

「広報やわた」点字版、  
音声版CD・カセットテープ  
あります

## ◆問い合わせ

【点字版】「さわらび」  
(代表＝小田☎982-2343)【音声版】「よむよむ」  
(代表＝上原☎981-6803)▶こどもすくすくひろば  
パート28

工作や遊びをまじえた交流会を行います。

日時 7月5日(木)午前10時30分～11時30分

場所 文化センター3階第6・7講習室

対象 市内在住の0歳児～小学校就学前の児童がいる世帯

定員 先着40世帯(定員になり次第締切)

参加費 無料

申込み・問合せ 6月29日(金)までに電話で福祉総務課へ

## 市民ギャラリー



※みなさんの作品で、広報やわたの紙面を飾ってみませんか。応募作品の一部を、このコーナーで紹介しします。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など(写真、イラストに関しては、100字程度で説明を添えてください)。1人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8501市役所秘書広報課「作品」係へ送ってください。

## あなたも一言

6月は「父の日」をテーマに、お話を聞かせていただきました。



橋本堂ヶ原

岩崎 陽向 くん

筋トレをいっぱいして、力が強くて、カッコいい、お父さんみたいな人になりたいです。出かけた所や楽しそうな所に連れて行ってくれるところも好きです。昨年の父の日は、お父さんがいないときにこっそりと書いた手紙を渡しました。今年は、肩もみや釣りのお手伝いをしてあげようと思っています。



八幡平田

豊田 亜未 さん

お父さんは優しく、普段は夜ご飯を食べながら学校の話をしたり、家族旅行では、お父さんとお兄ちゃんとスキーの練習をしたりしました。今年の父の日は、「お仕事がんばって」と「いつもありがとう」の気持ちを込めて、お兄ちゃんと一緒に日常的に使えそうなものをあげたいです。



八幡軸

中村 政夫 さん

社会人と高校生の娘と小学生の息子がおり、みんな素直に育ってくれました。父の日には、嫁さんと一緒にお菓子を渡してくれたり、アルバイトで稼いだお金で靴や服を買ってくれたりします。そうやってプレゼントをしてくれるのもうれしいですが、子どもたちが仲良く元気でいてくれることが1番のプレゼントですね。

## ▶メッセージの掲載希望者募集

8月号への掲載を希望される人は6月1日(金)～6月20日(水)(電話・窓口受付は土日祝を除く)に秘書広報課へ。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 情報ひろば

市役所への問い合わせは  
☎983-1111(代)  
FAX 982-7988へ  
市の主催・共催・後援のみ掲載

## 市政情報

### ▶児童手当・特例給付の 現況届を提出してください

児童手当および特例給付の現況届を6月29日(金)までに子育て支援課へ提出してください。現在、児童手当および特例給付を受給している人で、現況届の提出が必要な人には、6月1日以降に通知します(公務員を除く)。提出がない場合は、6月分以降の児童手当および特例給付を受けることができません。

被用者(サラリーマン世帯)の人は健康保険証等の写し、または被用者年金加入者証明書を添えて提出してください。また、平成30年1月2日以降に八幡市へ転入した人で、マイナンバーを提出いただけない場合は、前住所地での平成30年度課税証明書が必要となります。

なお、配偶者または児童と別々に暮らしている人などは、マイナンバー等、別途書類が必要となります。

現在、児童手当および特例給付を受給している人(公務員を除く)は、6月期分(平成30年2月分～5月分)を6月8日(金)に振り込みます。

問合せ 子育て支援課

### ▶高齢者に日常生活用具の 給付・貸与をします

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等が対象です。  
【給付物品】電磁調理器、火災警報器、自動消火器

【貸与物品】高齢者用電話  
※所得税額により利用者負担があります。申込時に添付書類を。  
申込み・問合せ 高齢介護課

### ▶ふれんど電話を 開設しています

電話番号 090-6730-3683

心の悩みを抱えていて、「誰かと話したい、話を聞いて欲しい」という時は気軽にお電話ください。匿名で結構です。

日時 第2・4木曜日午後2時～5時

利用料 通話料

問合せ 障がい福祉課

### ▶特別障害者手当・ 障害児福祉手当を支給

市では、重度の障がい状態にあるため、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の人に手当を支給しています。※特別障害者手当受給世帯は上下水道料金が減免されます。申込み・問合せ 障がいの程度や所得制限がありますので、詳しくは、障がい福祉課へ

### ▶高校生給付型奨学金の 支給について(2次申請)

府では、市民税非課税世帯で①母子・父子世帯②児童世帯③障がい者世帯④長期療養者世帯のいずれかに該当する世帯のお子さんに対し、奨学金等を支給しています。※①は父母を除く20歳以上65歳未満の人と同居の場合は原則申請できません。③は障がいの程度要件があります。

対象 高校1～3年生

受付期間 6月1日(金)～7月2日(月)※7月3日(火)以降は随時受け付けします。(高校1年生の入学支度金については7月2日受付分まで)

場所 福祉総務課または山城北保健所福祉分室

※申請時には印かん、銀行口座番号が分かるもの、非課税証明書(平成30年度分)、在学証明書、③④の世帯はそれを証明する書類が必要です。  
問合せ 詳しくは、山城北保健所福祉分室(☎0774-63-5745)、福祉総務課へ

### ▶私立幼稚園就園奨励費 補助金のご案内

幼稚園教育の振興と子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通園する園児の保護者(世帯)の所得状況に応じて、保育料の補助を実施します。

補助額、申請方法等の詳細については、6月末頃に各私立幼稚園から保護者の皆さんにお知らせします。

※子ども・子育て支援新制度に移行した公私立幼稚園、こども園の保育料については、あらかじめ所得状況に応じた料金設定になっています。

問合せ 保育・幼稚園課

## 募集

### ▶いこいの場

ボランティアと一緒に身体を動かしたり、食事を作って食べたり、話をしたりしてゆっくり過ごす憩いの場です。

日時 毎週木曜日の午前10時30分～午後1時30分※祝日は休み。

場所 福祉会館

対象 こころの病や精神障がいをお持ちの人

利用料 200円(昼食代)

申込み・問合せ 障がい福祉課

### ▶夏季アルバイト職員募集

下記の条件で夏季アルバイト職員を募集します。

①職種②勤務期間③勤務時間④賃金⑤年齢条件

児童センター・放課後児童クラブ

①児童センター・厚生員・放課後児童クラブ支援員

②7月19日(木)～8月27日(月)  
※上記期間以外でも随時アルバイトを募集しています。

③児童センター＝月～土曜日、午前8時30分～午後6時

放課後児童クラブ(小学校)＝月～土曜日、午前8時～午後7時(上記の時間内で勤務時間の調整を行います)

④時間額 976円

⑤昭和28年4月2日～平成12年4月1日生

保育員

①保育士・調理員・庁務員

②7月9日(月)～9月7日(金)  
※上記期間以外でも随時アルバイトを募集しています。

③保育士＝月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分(1日あたり7時間30分勤務、指定日勤務)

調理員・庁務員＝月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分(1日あたり7時間勤務、指定日勤務)

④保育士 ▽有資格 日額7,920円  
▽無資格 日額7,320円

調理員・庁務員▽時間額 910円

⑤昭和28年4月2日～平成12年4月1日生

応募方法 市販もしくは人事課備え付けの履歴書に写真を添付し(有資格保育士は資格証明書のコピーも添付)6月15日(金)までに人事課へ提出してください(定員になり次第、締め切ります)。

その他 各職種とも健康な人。高校生は応募不可。  
問合せ 人事課

### ▶介護支援サポーター 登録者募集

介護保険施設でボランティア活動(話し相手、レクリエーションのお手伝いなど)を行っていただけるサポーターを募集しています。※サポーター登録者は実績に応じてポイントを獲得し、貯まったポイントを換金できます。登録には、講習会(2回1セット)の受講が必要です。

サポーター養成講習会

日時 6月19日(火)・21日(木)  
各日午前9時15分～11時50分

場所 八寿園

対象 市内在住で65歳以上の人(要介護認定を受けている人は除く)

定員 先着20人

受講料 無料

申込み・問合せ 社会福祉協議会介護支援サポーター事業所(八寿園内)  
☎981-0098)に電話または直接窓口へ

## スポーツ

### ▶スロージョギング教室& ナチュラルヨガ教室

春から健康づくりにチャレンジしませんか? 体への負担が少なく、初心者や年配者でも参加しやすい内容です。

日時 6月17日(日)午前10時～11時頃※雨天中止。

場所 淀川河川公園 青割堤地区

定員 各教室20人(先着順)

参加費 1,000円

申込み 淀川河川公園ホームページ  
(<https://www.yodogawa-park.go.jp/>)より。

問合せ 淀川河川公園管理センター  
守口サービスセンター(☎06-6994-0006)

## イベント

### ▶平成30年度男女共同参画社会 リーダー養成講座

「今が変わると未来が変わる  
～もっと笑顔の素敵な  
あなたへの3つのヒント～」

日時 6月21日(木)午後2時～4時(受付は午後1時30分～)

場所 八幡入権・交流センター会議室

講師 丸本 敏久さん(婦メンタル・パワー・サポート代表)

定員 30人※先着順

参加費 無料

申込み・問合せ 八幡入権・交流センターに電話(☎981-3127)または直接窓口へ

※保育(1歳～就学前児)を希望する人は、6月15日(金)までにお申込みください。

※駐車場は収容台数に限りがあるため、ご来場の際は公共機関をご利用ください。

### ▶一般公募

#### 男山散策ルート整備活動

男山散策ルートの草刈り、ごみ拾い、やぶの清掃、竹林の整備など、散策路にふさわしい環境を保つための清掃活動を行います。

日時 6月17日(日)午前9時～正午※雨天時は6月24日(日)に延期。

集合場所 男山レクリエーションセンター集合

対象 市内在住の人

定員 30人

参加費 無料

申込み・問合せ 6月15日(金)までに電話またはFAXで、住所、氏名、電話番号を八幡市里山再生協議会=数斗(☎983-6585)へ

## 広報やわた

※毎月1日に発行する「広報やわた」の告知らせ紙、モノクロ版の広告です。

料金は「面(縦)・1行(横)・1日(色)・1万5千円」です。

### お店や会社のPR 広告を掲載しませんか

●1カ月1万円、  
会社のホームページの  
アクセスアップに  
ご活用ください。

●広告掲載に関するお問い合わせは広報課まで。 090-6730-3683

市HPトップページに  
バナー広告

## 生活情報センターだより

## 訪問購入トラブル



【事例】独り暮らしの高齢の母が訪問業者に衣類や貴金属を買い取ってもらったようだが、買い取り価格が非常に安く、何を買い取ってもらったのかも書面ではわかりにくく不審だ。解約できるか。(50歳代 女性)

【アドバイス】リサイクル業者などから、不用品を買い取ると電話勧誘を受け、不用品を処分するつもりで、来訪を許可することがあります。このように、消費者の自宅に業者が訪問し、物品を買い取ると「訪問購入」といいます。

訪問購入では今回のようなケースや、中には売るつもりもない貴金属やブランド品などを強引に買い取られたり、また、物品を返してもらえなかったりするトラブル

も出ています。

2013年2月の特定商取引法の改正で、訪問購入にも書面交付日から8日間のクーリング・オフなどの一定の規制が設けられました。また、クーリング・オフ期間は物品の引き渡しを拒むことができるため、契約してもすぐに引き渡す必要はありません。

トラブルを防ぐためには、書面をしっかりと確認すること。買い取り不要と思えばきっぱり断る。むやみに貴金属やブランド品などを見せないことも大切です。詳細は、生活情報センターにお問い合わせください。

※

問合せ 生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

### ▶点訳ボランティア養成講座の受講生募集

視覚障がい者の人が使用する「点字」の基本を習得していただきます。日 時 7月11日、25日、8月8日、22日、9月12日、26日、10月10日、24日※いずれも水曜日。※午後1時30分～3時30分。

場 所 福祉会館3階活動室1  
対 象 市内在住・在勤・在学の人  
参加費 無料  
申込み・問合せ 6月29日(金)までに障がい福祉課へ※住所、氏名、電話番号をお知らせください。

### ▶京都府南部難聴幼児サポートセンター事業「にっこ・城陽」

子どもが聞こえないと不安に思っているパパやママ、聞こえにくい友だちやママ友・パパ友を作って交流しましょう。※参加費無料。

日 時 6月9日(土)、7月14日(土)各日とも、午前11時～午後2時  
場 所 京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11-84)

対 象 聞こえにくい子どもとその家族、聞こえにくい両親とその子ども

申込み・問合せ 6月8日(金)までに、電話またはFAXで氏名、住所、連絡先、お子さんの年齢・聞こえの状態を京都府聴覚言語障害センター(☎0774-30-9000、FAX0774-55-7708)へ

### ▶平成30年度労働保険年度更新について

労働保険料の申告納付は、6月1日(金)～7月10日(火)(土日祝除く)にお願いします。申告・納付には、便利な電子申請や口座振替をご利用ください。

対 象 事業者  
問合せ 京都労働局総務部労働保険徴収課(☎241-3213)

### ▶「FUKUSHI 就職フェア」の開催について

福祉職場に興味のある人はぜひご参加ください。

日 時 6月30日(土) 正午～午後5時

場 所 メルパルク京都(京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13)

内 容 福祉職場リレートーク、合同就職面接会※出展法人は府内の介護・福祉事業所。

対 象 平成31年3月卒業予定者、一般求職者、医療系有資格者など  
問合せ 福祉職場就職フェア実行委員会(☎252-6297)

### ▶八幡市難聴者協会講演会 誰もが安心して暮らせる地域社会

日 時 6月11日(月) 午後1時30分～3時30分※申込み不要。参加費無料。

定 員 60人  
場 所 市福祉会館3階活動室3・4

講 師 和多田 田鶴子さん  
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)へ

▶出張がん個別相談会

保健師または看護師が、がんに関わる様々な相談をお受けする出張個別相談会です。※要予約。相談無料。

日 時 6月12日(火) 午後1時～3時30分

場 所 山城北保健所(山城広域振興局宇治総合庁舎内)

申込み・問合せ 実施日の前日午後4時までに京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394)へ※通常相談もおこなっています。

## 生 活

## ▶し尿収集日程のお知らせ

問合せ 城南衛生 ☎631-5171 FAX631-6011

| 6月1日(金)・6月22日(金) | 科手                                                                                                                                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月4日(月)・6月25日(月) | 鎌本、高坊、大谷、長町、樋ノ口、川口高原                                                                                                                                |
| 6月5日(火)・6月26日(火) | 八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双葉、戸津(国道1号線以西)、下奈良(国道1号線以西)、二階堂                                                                                            |
| 6月8日(木)・6月29日(木) | 土井、山梨、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、築座、旦所、山路、森、御馬所、高瀬池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、杏田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、澤氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、校方バイパス沿線 |
| 6月7日(水)・6月28日(水) | 清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、関田口、山下、大芝、男山指月、男山古井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福緑谷、月夜田、南山、美達山                                                                      |
| 6月9日(金)・6月30日(金) | 内里、戸津(国道1号線以東)、下奈良(国道1号線以東)                                                                                                                         |
| 6月11日(月)         | 上奈良、野尻、岩田、里上津屋、森上津屋                                                                                                                                 |

## ▶不用品情報

▼ゆずります(すべて無料)  
図器▼ソファ(2.5人掛け) 図器▼マッサージ器(背巾用) 図器▼防犯用砂利▼パーベキューセット  
△ゆずってください

取り物△大人

用自転車図器

△子供用学習

机

※市は情報提

供のみ行いま

す。品物の受け渡しなどについては

当事者間でお願いします。

問合せ 生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

## ▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】6月はありません。

【平日】月曜日～金曜日、午前8時

30分～午後4時30分

※戸別収集は要予約。

場 所 市役所別館環境業務課

問合せ 環境業務課(☎983-5340)

## ▶食用廃油の回収日程表

問合せ 環境業務課

| 13日(水)                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双葉・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福緑谷114・166番地 |

| 15日(金)                                                    |
|-----------------------------------------------------------|
| 長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本集会所26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園 |

※回収日の午前8時までに届けてください。

※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。

## 図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは

◆八幡市民図書館(☎982-7322)

◆男山市民図書館(☎982-4123)

## ▶6月の図書館休館日

## 八幡市民図書館

1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)、28日(木)、29日(金)

## 男山市民図書館

4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)、28日(木)

## NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】〈かみしばい〉

「チンパンジーのおながかい」

あべ 弘士/脚本・絵

チンパンジー

のリーダー、キ

ーボーはかおが

こわい。かおが

こわいキーボー

がいろんなものをたたきだす。タンタタン! タンタタン! おながかいのはじまりだ。幼児から。

【成人図書】

デスマーチからはじまる異世界狂想

曲 13 愛七 ひろ

雪の階 奥泉 光

枕女王 新堂 冬樹

悪徳の輪舞曲 中山 七里

日本道産に消えた女 西村 京太郎

九十八歳になった私 橋本 治

獄々崎心中 平谷 美樹

安土唐獅子面狂伝 野野永徳

谷津 矢車

エヴァンズ家の娘 ヘザー・ヤング

本当によくわかるWordPres

sの教科書 赤司 達彦

老いる勇氣 岸見 一郎

▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨警報・注意報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合もあります。

| 30分間停車します                    |        |
|------------------------------|--------|
| 6月12日(火)                     |        |
| 内里(有都福祉交流センター)               | 14:00～ |
| 上津屋垣内(四季彩園)                  | 14:40～ |
| 八幡長町・北(7組ロータリー)              | 15:30～ |
| 橋本栗ヶ谷<br>(メロディハイム希望ヶ丘前)      | 16:20～ |
| 6月13日(水)                     |        |
| 男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT)         | 13:20～ |
| 岩田岩ノ前(石田神社御旅所)               | 14:10～ |
| 橋本あらかし公園(西入口)                | 15:00～ |
| 西山足立(橋本児童センター)               | 15:40～ |
| 橋本西山本(橋本橋東側)                 | 16:20～ |
| 6月19日(火)                     |        |
| 南ヶ丘保育園                       | 14:10～ |
| 美達山御幸(みゆき南公園)                | 14:50～ |
| ファインガーデンスクエア<br>(ウエストエントランス) | 15:30～ |
| 男山倉谷(D19橋南側)                 | 16:20～ |
| 6月20日(水)                     |        |
| 橋本塩釜(島岡歯科医院前)                | 13:40～ |
| 南ヶ丘児童センター                    | 14:20～ |
| 八幡山田(しのめ公園)                  | 15:00～ |
| 美達山幸水(幸水集会所)                 | 15:40～ |
| 子ども・子育て支援センター<br>(すくすくの杜)    | 16:20～ |
| 6月25日(火)・6月26日(火)            |        |
| 岩田松原(魚清前)                    | 13:10～ |
| ケアハウスボロボロ21                  | 14:00～ |
| 八幡長町・南(児童遊園)                 | 14:50～ |
| 八幡樋ノ口(今井氏宅前)                 | 15:30～ |
| 6月28日(木)・6月29日(金)            |        |
| 下奈良今里<br>(有都交流センター)          | 14:10～ |
| 川口(まつむし児童公園)                 | 14:50～ |
| 有都小学校                        | 15:30～ |
| 美達山小学校                       | 16:20～ |

## 国民年金からのお知らせ

## 障害基礎年金について

国民年金に加入している期間、20歳前の期間、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、障害等級1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている必要があります。

(1)初診日がある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

(2)初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

○支給額(30年度年額)

・1級に該当する人:974,125円

・2級に該当する人:779,300円

※障害基礎年金を受け取ることができる人に生計を維持されている次のいずれかの子がいる場合は、加算があります。

(1)18歳になった後の最初の3月

31日までの子

(2)20歳未満で障害等級1級・2級の障がいの状態にある子

## 特別障害給付金について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある人に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

【支給の対象となる人】

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金

意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者

前記①または②であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がい状態に該当する人。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

○支給額(30年度年額)

・1級に該当する人:619,800円

・2級に該当する人:495,840円

問合せ 市民課年金係、京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

困ったときは  
ご相談ください

市役所代表番号

☎983-1111、FAX982-7988から各課にお問い合わせください。

## ◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

| 相談日      | 場所       | 予約開始日     |
|----------|----------|-----------|
| 6月5日(火)  | 文化センター   | 5月29日(火)～ |
| 6月12日(火) | 2階第1会議室  | 6月5日(火)～  |
| 6月19日(火) | 生活情報センター | 6月12日(火)～ |
| 7月3日(火)  | 文化センター   | 6月28日(火)～ |
|          | 2階第1会議室  |           |

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

## ◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶6月28日(木)生活情報センター※予約は21日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

## ◆行政書士相談

市民協働推進課

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。

▶6月7日(木)文化センター2階第1会議室

## ◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。

▶6月15日(金)文化センター2階第1会議室

## ◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩み、人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶6月1日(金)▶11日(月)▶25日(月)八幡人権・交流センター▶19日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

## ◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【女性専門相談】(要予約)

▶6月14日(木)▶28日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【常設相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～午後5時

## ◆年金相談

市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶6月22日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

## ◆障がい者(児)相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶6月5日(火)男山公民館対象は知的障がい者・視覚障がい者。

## ◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課

## ◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)

※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

## ◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

## ◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

【地域包括支援センター】(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※次の在宅介護支援センター(月曜～土曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

## ◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

## ◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後4時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午後1時30分～3時30分、八寿園

## ◆くらしと仕事の相談

生活支援課

専門の相談員が経済的に困りの人の生活や仕事などに関する相談に応じ、解決に向けて支援します。ご家族からの相談にも応じます。まずは、お気軽に来所またはお電話ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時、生活支援課

## ◆京都ジョブパーク個別就職相談

## ◆サボステ京都南若者個別就労相談

商工観光課

【予約制】

専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。

※6月開催の相談会より事前予約制となります。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サボステ京都南(☎0774-54-5380)▶6月21日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

## 短 信

## ▶梨の里介護予防教室(第18回)

日常でおこりやすい痛み

痛みをおこさないために予防の運動を一緒に行います。

日 時 6月16日(土)午後2時～3時※参加費無料。

場 所 介護老人保健施設 梨の里 対 象 市内在住の65歳以上の人 講 師 太田 祥子さん(梨の里理学療法士)

申込み・問合せ 当日午後1時までに地域包括支援センター梨の里(☎982-0125)へ

## ▶平成30年度動物愛護写真コンクールの作品募集

動物愛護への関心や理解を深めてもらうために、動物愛護写真コンクールを開催します。人と動物との心温まる写真を募集しています。応募期間 6月1日(金)～7月31日(火)※消印有効。

対 象 京都府在住・在勤・在学の人応募点数 1人4点以内

応募方法 作品の裏面中央に募集チラシ裏面の応募票を貼り付け、京都府動物愛護センター、京都府各保健所などの応募先へ持参または郵送で京都府健康福祉部生活衛生課へ 問合せ 京都府健康福祉部生活衛生課(☎414-4763)へ

## ▶「京都SKYシニア大学」受講生募集

シニアの健康、生きがいづくり、仲間づくりを支援します。

開講期間 9月から約1年間

場 所 京都市内

コース 「発見・ライフデザイン」、「健康・スポレク」、「学び・文学歴史」、「探究・温故知新」、「N S C (ネクストステージチャレンジ)」、「ガイドが魅せる京都」

申込み・問合せ 7月2日(月)～31日(火)に(公財)京都SKYセンター(☎241-0226、FAX241-0204)へ

## ▶市民健康相談を 受けましょう

市民健康相談では、血液検査(貧血、LDL・HDLコレステロール、中性脂肪、HbA1c、空腹時血糖など)、血圧測定、尿検査、身体計測などを行い、保健師・医師(希望

者)が相談に応じます。

対象 15歳以上39歳まで(平成31年3月31日現在)で、職場等で健康診断を受ける機会のない人  
※事前申込不要。費用無料。

正確な検査結果を得るために、健康相談を受ける5～6時間前には食事を摂らないようにしてください。

| 日程      | 場所            | 受付時間          |
|---------|---------------|---------------|
| 7月3日(火) | 母子健康センター      | 午後1時30分～2時30分 |
| 7月4日(水) | 美濃山コミュニティセンター |               |
| 7月5日(木) | 男山公民館         |               |

※男山公民館には駐車場はありません。

※受診人数が多い場合、お待ちいただくことがあります。ご了承ください。

## ▶元気アップ 介護予防サポーター 養成講座

転倒予防や介護予防に関する知識を楽しく学び、地域で介護予防サポーターとして活動するための講座を開講します！



これまでの講座を修了された人たちは、市内で介護予防の体操教室の運営に携わり、ご自身の健康と地域のために活躍されています。あなたも科学的に効果のある介護予防の楽しい運動プログラムを学び、活躍してみませんか？

日時 ①6月27日(水)、②6月28日(木)、③7月4日(水)、④7月5日(木)の全4回。午後1時30分～4時30分

場所 ①・③母子健康センター、②・④文化センター展示室

対象 市内在住で、ご自身と地域の介護予防・健康づくりに興味がある人

定員 30人(先着順)

内容 転倒予防のための運動や、介護を受けないための体づくりに関する講義・実習

受講料 無料

申込み・問合せ 6月22日(金)までに、電話または窓口にある申込書に記入し、健康推進課へ。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

## ▶特定健診・後期高齢者健診等

受診期間 7月2日(月)～10月31日(水)

健診内容 問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査(血糖、血中脂質、肝機能、腎機能、貧血)、心電図など

健診場所 指定医療機関

費用 無料

### ■特定健康診査

40歳～74歳の市国民健康保険に加入している人が対象。6月下旬に「受診券」「受診票」等を郵送します。※申込不要。ただし、6月1日以降に市国民健康保険に加入手続きをした人は10月31日(水)までに**国保医療課**へお申し込みください。

市国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、各医療保険者にお問い合わせください。

### ■後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入している人が対象。6月下旬に案内等を郵送します。次の①②の人は申込不要です。

①昨年、後期高齢者健康診査を受診した人

②75歳に達する人(昭和17年8月1日～昭和18年7月31日生)

※上記①②以外の方は、**国保医療課**窓口備え付けの申込書に記入し、10月31日(水)までに持参。または、ハガキに「後期高齢者健診申込」、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号を記入し、10月19日(金)必着で郵送。

### ■生活保護受給者の健康診査

申込み 生活支援課で「生活保護受

# 6月は食育月間です

毎月19日は「食育の日」  
「食べる力」は「生きる力」を育む

## 【食育 実践の環を広げよう】

「食育」とは、「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みですから、子どもはもちろん、大人になってからも「食育」は重要です。健康的な食のあり方を考えるとともに、だれかと一緒に食事や料理をしたり、食べ物の収穫を体験したり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育を通じた「実践の環」を広げましょう。

## 【「朝ごはん」から始める規則正しい食生活】

朝ごはんを食べることで、寝ている間に低下した体温を上昇させ、からだは活動の準備を整えます。食事を規則的にとり、生活リズムを作っていくことが、健康的な生活習慣にもつながります。パワーの源である朝ごはん、生き生きとした一日のスタートを切りましょう。



給者証明書」の交付を受け、10月31日(水)までに健康推進課へ直接申し込み。

## ▶マタニティスクール

これから

お父さん、

お母さん

になる人が

対象。申し込

みは電話で

健康推進課



## ▶元気アップ!体操教室

音楽体操、筋トレ、脳トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。会場毎に週

へ(いずれも先着20組)

### パート1「デンタルケア&絵本」

▶6月7日(木)午後1時30分～4時、母子健康センター2階

### パート2「体重管理のコツと簡単レシピ(試食)&先輩ママとの交流会」

▶6月14日(木)午後1時30分～4時、文化センター3階第6講習室

### パート3「出産の準備と育児」

▶6月22日(金)午前9時30分～正午、母子健康センター2階

※次回は8月です。

1回開催。申込み不要。

参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります) 問合せ 特定非営利活動法人 元気アップAGEプロジェクト(☎080-4242-4734)

|   | 場所             | 日時                                   |
|---|----------------|--------------------------------------|
| ① | 文化センター         | 6月4日、11日、25日。<br>各日月曜日。午後2時30分～4時    |
| ② | 地域包括ケア複合施設YMBT | 6月5日、12日。<br>各日火曜日。午後2時30分～4時        |
| ③ | 川口コミュニティセンター   | 6月6日、13日、20日。<br>各日水曜日。午後2時～3時30分    |
| ④ | 山柴公民館          | 6月1日、8日、15日、22日。<br>各日金曜日。午後3時～4時30分 |

# 検診自己負担はすべて無料!!

## ▶子宮頸がん検診

実施期間 7月2日(月)～平成31年2月28日(木)

申込期限 平成31年1月31日(木)まで※当日消印有効。

場所 京都府下の指定医療機関  
対象 20歳以上(平成31年3月31日基準)の女性※平成29年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。

内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診

受診票送付時期 6月22日(金)までに受付した人には6月末に受診票を送付します。それ以降は、受付日の翌週金曜日に発送します。

※市内での受診をご希望の場合、申込み状況によっては、受診期間が8月以降でのご案内になる場合があります。

## ▶肝炎ウイルス検診

実施期間 7月～10月

申込期限 10月31日(水)まで(郵送の場合は10月19日(金)必着)

場所 指定医療機関

対象 40歳以上(平成31年3月31日基準)で過去に健康診査・人間ドック・妊婦健診等で肝炎ウイルス(B型はHBs抗原、C型はHCV抗体)検査を受けたことのない人

内容 問診、血液検査

受診勧奨 国においては、40歳以上で5歳刻みの節目年齢の人に受診を推奨しています。市では早期受診を促すため、右の表の生年月日に該当

| 勧奨対象者 | 対象生年月日                           |
|-------|----------------------------------|
| 40歳   | 昭和53年(1978)4月1日～昭和54年(1979)3月31日 |
| 45歳   | 昭和48年(1973)4月1日～昭和49年(1974)3月31日 |
| 50歳   | 昭和43年(1968)4月1日～昭和44年(1969)3月31日 |
| 55歳   | 昭和38年(1963)4月1日～昭和39年(1964)3月31日 |
| 60歳   | 昭和33年(1958)4月1日～昭和34年(1959)3月31日 |

する人には6月末に受診票を送付しますので、この機会にぜひ受診してください(申込不要)。

## 【共通申込方法】

健康推進課窓口で申込みいただくか、ハガキに希望検診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号を記入し、郵送してください。※子宮頸がん検診の申込には、市外での受診をご希望の場合に限り、医療機関名の記載が必要です。

## 休日応急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始  
診療場所 八幡園内73-3(市役所北側)  
診療科目 内科・小児科・歯科  
受付時間 午前11時30分～午後5時30分  
診療時間 午前～

## 小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 男山病院(☎983-0001)  
毎週金曜日(祝日は除く)  
午後6時～翌朝8時
- 宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)  
診療時間は直接病院へお問い合わせください。
- 田辺中央病院(☎0774-63-1111)  
24時間365日

## 小児救急医療電話相談

☎8000 または ☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。  
相談時間 午後7時～翌朝8時  
※土曜日は午後3時～翌朝8時

# 保健医療

市役所への問い合わせは  
☎983-1111 (代)  
FAX982-7988へ

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。  
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。  
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。  
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。  
◎健康推進課で実施する事業は市に暴風警報が発令（午前の事業は午前7時時点、午後の事業は午前11時時点）されている場合中止となります。

## 離乳食教室

日時 6月14日(木)午後1時30分～3時30分

場所 文化センター3階第4、6講習室

定員 おおむね先着15組

持ち物 エプロン、手拭き、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳  
申込み 6月11日(月)までに電話で健康推進課へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）

## 6月の各種健康相談

### ▼窓口健康相談（要予約）

19日(火) 母子健康センター

40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

### ▼高齢者健康相談

21日(木) 南ヶ丘老人の家

25日(月) 都老人の家・有都福祉交流センター（要予約）

28日(木) 八寿園

65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分～11時。都老人の家・有都福祉交流センターは午後1時30分～2時30分。  
※窓口健康相談、高齢者健康相談の都老人の家・有都福祉交流センター実施分は事前に健康推進課へ予約を。

## 6月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内

| 事業名          | 会場                                                                      | 日程                               | 受付時間           | 対象                                                   | 7月の日程                            |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------|------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 4カ月児健康診査     | 母子健康センター                                                                | 12日(火)                           | 午後1時～2時        | 平成30年2月1日～2月20日生                                     | 10日(火)<br>23日(月)                 |
| 10カ月児健康相談    | 母子健康センター                                                                | 15日(金)                           | 午前9時15分～10時30分 | 平成29年7月10日～7月27日生                                    | 13日(金)<br>30日(月)                 |
| 1歳8カ月児健康診査   | 母子健康センター                                                                | 8日(金)<br>25日(月)                  | 午後1時～2時        | 平成28年9月13日～9月30日生<br>平成28年10月1日～10月18日生              | 20日(金)                           |
| 3歳児健康診査      | 母子健康センター                                                                | 19日(火)<br>20日(水)                 | 午後1時～2時        | 平成26年12月生                                            | 17日(火)<br>18日(水)                 |
| すこやか子ども相談 ※① | 子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）<br>子育て支援センター（あいあいポケット）<br>母子健康センター<br>八幡人権・交流センター | 4日(月)<br>6日(水)<br>7日(木)<br>8日(金) | 午前9時30分～10時30分 | 0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。（予約不要） | 2日(月)<br>4日(水)<br>5日(木)<br>6日(金) |

※各健診の対象者には通知しています。

※①子育て支援センター（あいあいポケット）には駐車場がありません。

子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）は、南玄関が出入口となります。

【持ち物】母子健康手帳、質問用紙

【健診内容】身体計測、内科診察（健診のみ）、育児相談、発達確認、栄養相談をします。

◎10カ月児健康相談はふれあい遊び、読み聞かせ、歯みがき指導があります。当日、子ども用の歯ブラシをプレゼントします。

◎1歳8カ月児健康診査、3歳児健康診査は歯科健診、歯みがき指導があります。歯ブラシをお持ちください。

◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。

【すこやか子ども相談内容】身体計測、育児相談、栄養相談、ふれあい遊びをします。身体計測については、2歳までのお子さんが対象となります。

けんこう大使  
やわたん



## 定期予防接種のお知らせ

### 【集団予防接種】

#### BCG予防接種

生後1歳に至るまで（標準的には生後5カ月～8カ月に達するまで）に1回接種を受けてください。事前の予約は不要です。

日時・場所 6月13日(水)午後1時20分～2時20分・母子健康センター

持ち物 母子健康手帳、予診票

次の接種日は、7月9日(月)です。

### 【個別予防接種】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）、麻しん風しん混合（MR）、水痘、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎（※①）、子宮頸がん予防ワクチン（※②）

※①特例対象者（平成10年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。

※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

### 【注意事項】

◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。（個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要）

◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。

◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。（電話申込可）

◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

## 暮らし生き生き 健康に幸せに 掲示板



smart  
wellness  
city

### 【社会と接点が減ると、健康じゃなくなる？】

健康を決める要素として、運動（身体活動）と幸福度が注目されています。これらは多くの研究から明らかにされ、すでに健康科学や予防医学の新たな常識として認識されています。明治学院大学の浅川達人教授らは、元気な高齢者を2年間追跡した結果、親しい友人・親戚が減るなどで社会とのつながりが弱くなった人たちは体力と幸福度の低下が生じたことを報告しました。

### 【社会との接点が多い地域は健康な地域と言える？】

千葉大学予防医学センターの近藤克則教授は、全国の30市町村で14万人以上の高齢者を分析する「JAGE Sプロジェクト」で研究を行い、自主活動が活発な地域は、要介護認定率が低いことを明らかにしました。「自主的な活動が活発＝社会とのつながりが多い地域は、健康な人たちが多い」と言えるでしょう。

### 【社会との接点を意図的に創ることで、健康な人々は増える？】

京都学園大学の木村みさか教授

は、「市民が講師を務め、市民が運営する体操教室」をサポートし、そこに参加した人たちの追跡しました。その結果、参加者は筋力と日常的な活動量（歩数）がおおよそ1.6倍に高まったことを報告しました。自分の地元で人とのつながりを持つこと、運動をすることで、健康になった人たちは確かに増えたのです。

### 【健康である為に、あなた自身ができることは？】

繰り返しになりますが、健康であるために大切なのは、社会との

つながりを持つことと運動をすることです。市では、木村教授らの研究をNPO法人が事業化した「元気アップ！体操教室」を市内4会場で開催しています。また6月には、元気アップ！体操教室を支えるサポーターを養成する「元気アップ！介護予防サポーター養成講座」を開催します（14面に関連記事あり）。皆さんも講座に参加して、あなた自身の健康と楽しいコミュニティづくり、そして地域の健康をアップさせてみませんか？

※

問合せ 健康推進課

# そらでー服

懸け造り「閑雲軒」現代版

閑雲軒は、江戸時代の文人・松花堂昭乗と茶人・小堀遠州によって造られた、崖からせり出した「懸け造り」の茶室。その雲の中に浮かぶような茶室を現代版として表現しようと、市と東京藝術大学の北川原温研究室が協働で、軽くて持ち運べる「世界を旅する」新・空中茶室「そら」を制作しました。



抹茶を点てる体験をする来場者たち

茶会では、立命館大学茶道研究部の部員が来場者たちをおもてなし。「そら」に案内された来場者たちは、雲に包まれたような空間を楽しみながら、同部員が点てた八幡市産抹茶「浜乃風」をおいしそうに味わいました。

雲に包まれ!! お茶満喫

石清水八幡宮の山腹にあった空中茶室「閑雲軒」。その現代版として制作された一坪茶室を使った「新・空中茶室『そら』茶会in背割堤」を5月27日、淀川河川公園背割堤地区で市主催で開催しました。

⑤ 宇治茶を味わう来場者たち  
⑥ 新・空中茶室「そら」で抹茶を味わう来場者たち



## 自分を支える心の技法

精神科医 名越 康文 さん 講演

5月19日、生涯学習開講式記念講演会が生涯学習センターで開催され、253人の来場者を前に精神科医の名越康文さんが「自分を支える心の技法」を講演しました。



来場者を前に講演する名越さん

「人生懸命に生きて、楽しんだりして、その日のエネルギーを出し尽くしているときや忙しいときでも、人のために時間を使うことで心のつながりがより強くなると話しました。

また、心をきれいにして本来の自分の能力を発揮するための心の磨き方として、自分から明るくあいさつすることや、自分や家族、出会った人の幸せを祈ることを挙げるなど、自分を支える心の技法を来場者たちに伝えていました。

明るくあいさつ／人の幸せを祈る

## まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

## ごみの分別学んだよ

ごみの分別などを学ぶ出前授業が5月10、11日、橋本小学校で行われ、4年生114人が2クラスずつに分かれて取り組みました。この授業は、ごみについての学習を通して環境問題に関心を持ってもらおうと、環境業務課職員が講師となって実施されました。児童たちは、講師からごみは大きく分けて「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源ごみ」の3つで、種類ごとにそれぞれの施設に運ばれるなどの説明を受け

### 環境業務課職員が出前授業

その後、収集車でごみを取り込んだり大型ごみをつぶしたりする様子を見学。また、ごみの収集も体験し、児童たちは作業の安全をしっかりと確認しながら、ごみの入った袋を収集車に取り込んでいました。

橋本小4年生 収集体験も



収集車でごみを取り込む様子を見学する児童たち

## 宇治川で人が流された／水難事故想定し訓練



水難者に見立てた人形を救助する隊員たち

水難事故の増加が予想される季節に備えようと5月15日から4日間、消防本部が宇治川御幸橋付近で水難救助訓練を行いました。この訓練は、水難事故現場における救助活動などの技術の向上を図ることを目的に、毎年、実施しています。

救助訓練では、「宇治川で人が流された」との想定で、署員たちが3人1組で2艇のボートに乗り

込んで捜索を開始。上流から流されてきた水難者に見立てた人形を発見すると、ボートを走らせて迅速に近づき、手際よく救助していました。

また、陸上から遠方の水難者を救助するための救命浮輪を発射する、空気式救命索発射銃の操作訓練も行なうなど、署員たちはさまざまな事態を想定して訓練に励んでいました。